

我孫子市 第6次健康福祉総合計画 (概要版)

安心とゆとりの健康福祉都市あびこ

～地域が「つながり」
みんなで「考え」
互いに「支え合い」
あらゆる人が「受けとめられる」
まちづくり～



基本理念について

これまで（第5次健康福祉総合計画：平成27～平成31年度）

安心とゆとりの健康福祉都市あびこ

これから（第6次健康福祉総合計画：令和2年度～6年度）

安心とゆとりの健康福祉都市あびこ

～地域が「つながり」 みんなで「考え」
互いに「支え合い」 あらゆる人が「受けとめられる」まちづくり～

基本理念の背景

少子高齢化、核家族化による人口構造の急激な変化や住民同士のつながりの希薄化により、地域社会の在り方はこれまで以上に大きく変わってきています。

認知症の高齢者・高齢者のみの世帯の増加、要介護・要支援認定率の上昇、障害のある方やその家族等の高齢化、障害のある方の障害の重度化・重複化、発達に支援が必要な子どもや社会的な支援が必要な子どもの増加、ひとり親家庭・生活困窮者の増加など、支援が必要な人やその家族が抱える問題は複合化・複雑化しています。

このような課題に対応していくためには、自治会や民生委員・児童委員等多様な主体による見守り・気づきや取組が重要です。これまでの取組や活動を活かしながら地域の人々の交流を広めていくことによって、「人と人」、「人と地域で活動する団体等」のつながりや支え合いを更に強めていくことが必要です。

また、健康への関心が高まる一方、食生活の変化や運動不足などによる生活習慣病が増加しており、日本人の死因の約6割を占めています。

健康寿命を延伸していくためには、運動習慣の確立や食生活の改善等、一次予防（※）を目的とした主体的な健康づくり、健（検）診の受診による、がん・高血圧性疾患・糖尿病をはじめとする生活習慣病の早期発見・早期受診が重要となります。

このような状況を踏まえ、市の健康福祉部門及び子ども部門においては、引き続き市民が安心とゆとりを感じることができる環境を維持しながら、これまで以上に「人と人のつながりや支え合いを強めていくこと」が重要になると考えられます。

本計画は、これまでの基本理念に「つながりや支え合いを強めていく」という視点を加えた、『安心とゆとりの健康福祉都市あびこ ～地域が「つながり」 みんなで「考え」互いに「支え合い」 あらゆる人が「受けとめられる」まちづくり～』を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。

（※）一次予防：生活習慣の改善、健康教育など、病気に罹らないようにするための取組のこと。

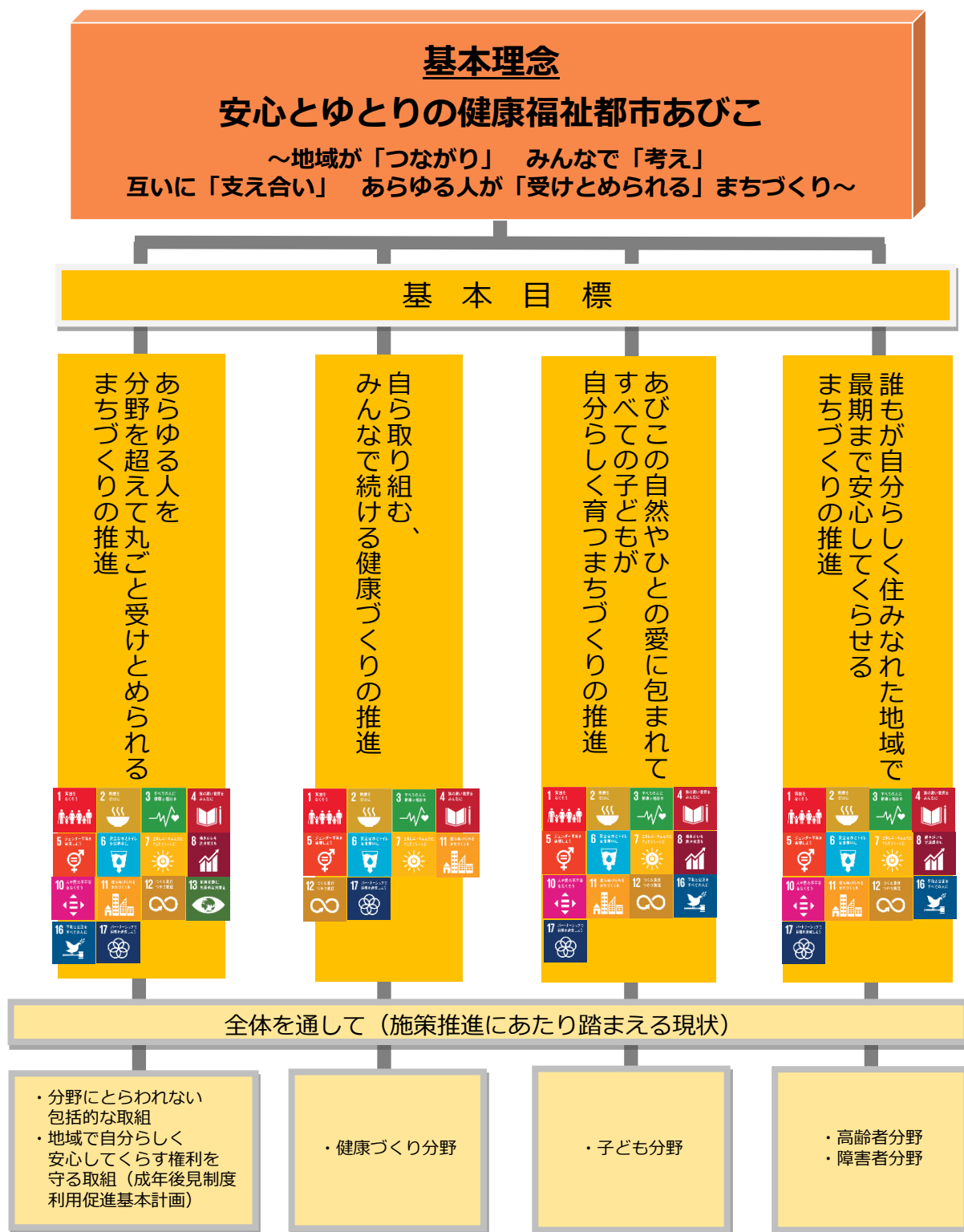
計画の推進にあたっては、「健康づくり分野」、「子ども分野」、「障害者分野」、「高齢者分野」を設け、各分野での取組を明確にするとともに、それらの分野の隙間をつなぎ・うめる「分野にとらわれない包括的な取組」、「地域で自分らしく安心してくらす権利を守る取組（成年後見制度利用促進基本計画）」の6つの分野を設け、推進していきます。

本計画は、個別計画を横断的につなぐ基本理念と方向性を示すものであり、基本目標達成に向けた取組については、個別計画にて推進します。ただし、個別計画のないもの及び本計画に包含する計画等については、核となる事業の実施を以て推進していきます。

各事業の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs（※））の視点をもって行うこととします。

（※）2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を年限とする17の国際目標のことです。下図のアイコンはSDGsの17目標を表すものです。

計画の構成イメージ



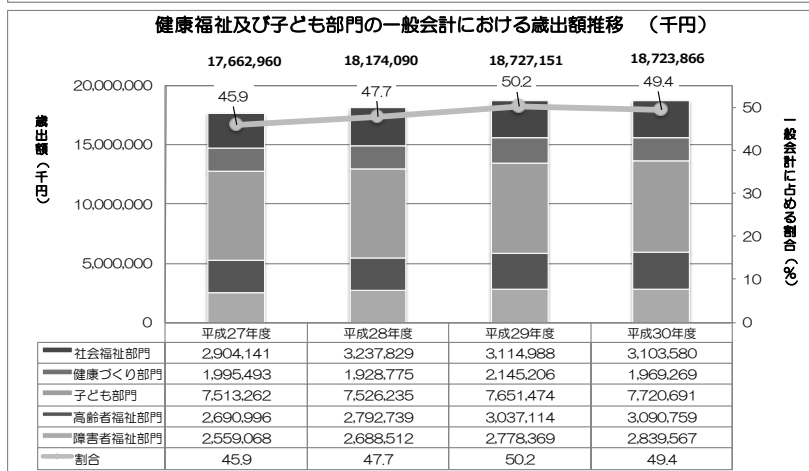
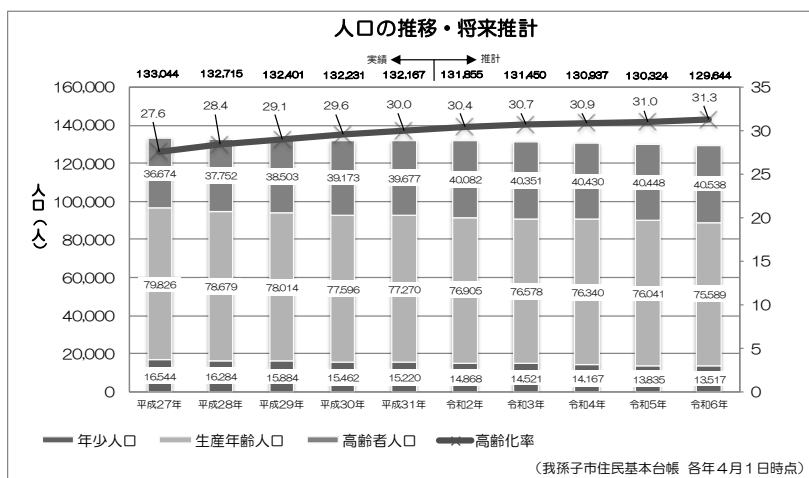
全体を通して（施策推進にあたり踏まえる現状）

市の人口推計をみると、人口の減少とともに少子高齢化が進み、高齢化率は平成31年には30%を超え、今後も上昇する見込みです。

生産年齢人口（15～64歳）は、令和6年には75,589人、年少人口（0～14歳）は13,517人と、平成31年度から平均すると、生産年齢人口及び年少人口は毎年340人程の減少が見込まれています。

また、健康福祉及び子ども部門における歳出額は市の一般会計の約5割を占め、今後も増加する見込みです。

（内訳の詳細は「我孫子市第6次健康福祉総合計画（P25）」をご参照ください。）



これまでの福祉サービスは、子ども・高齢者・障害者など対象者ごとに分かれた上で、それぞれのサービスを充実・発展させてきました。

特に、近年、少子高齢化が急速に進行する中、高齢者部門においては、医療や介護が必要になっても住みなれた地域でくらすよう「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

しかし、病気や障害は高齢者に限らず、誰にでも起こる可能性があります。高齢者だけではなく、子ども・障害者・生活困窮者など地域でくらす全ての人が、どんな状況にあっても住みなれた地域でくらすような取組が求められており、国は福祉のあり方を見直すにあたり、「**地域共生社会**」の実現を掲げています。

共働き世帯の増加や、高齢者の増加により、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となっており、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭及び地域の支援力が低下している現状があります。

8050問題（※1）、ダブルケア（※2）をはじめ、経済的な困窮・子育て・介護・障害などの課題が絡み合って、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える方も多くなっています。

ライフスタイルが多様化している現在の社会においては、「人は一人ひとりに違いがあり、社会は多様な人で形成されている」という認識をもつことがより一層必要とされています。

（※1）80代の親と働いていない50代の子が同居する世帯において起こる諸問題のこと。

（※2）同一世帯において育児と介護が同時進行している状況のこと。

地域共生社会って？

「地域共生社会」とは、地域でくらす全ての人が、生活の楽しみや生きがいをもち、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、支え合いながら、安心してその人らしい生活を送ることができる社会のことです。国は平成29年に「地域共生社会」の実現を目指した改革を行っていく方針を掲げ、社会福祉法などの関係法令を改正しました。

分野にとらわれない包括的な取組

「困りごと」や「つまづき」によって「生きづらさ」や「不安」を抱えたり、生活がうまくいかなかったりすることは、誰にでも起こり得ることです。

「困ったこと」の中には、本人も家族も気づいていない場合や自ら助けを求めることができずに悩みを抱え込んでいる場合もあります。

困った人が抱える問題について、全てを行政や高齢者なんでも相談室、障害者まちかど相談室、社会福祉協議会等の福祉の専門機関等が把握することは困難です。

様々な会議体等による取組の推進はもちろん、地域で安心した生活を送るためには、災害などの緊急時だけでなく、日頃から、気軽に周りの人と付き合い・お互いに助け合える関係づくりが必要です。

「人と人」、「人と地域で活動する団体等」がつながることは関係づくりの第一歩となります。つながるためには、あいさつや活動・趣味の場への参加など、その人に合ったきっかけが必要であることから、市民に対して市内で行われている様々な活動や取組への参加を促していくことが重要です。

様々なつながりの中で、「最近元気がなさそう」、「いつもの集まりに来ない」など、身近な人でなければできない「気づき」が生まれます。その「気づき」を地域から専門機関につなげやすくする取組も重要であり、市や専門機関は一層相談しやすい体制について検討し、連携を強くしていく必要があります。

◆取組

市民一人ひとりがつながる地域づくりの推進

- ・「人と人」、「人と地域で活動する団体等」がつながるためには、様々な活動や取組に参加し、様々な人と知り合うことが大切です。健康福祉分野に限らず、誰でも気軽に参加できるイベントや事業を通して、地域活動や市民活動への参加促進を図ります。

あらゆる人を受けとめられる地域づくり

- ・制度の狭間にあり、支援が届きにくい方に対しての支援をしていくとともに、生活困窮世帯をはじめとした支援が必要となるリスクが高い家庭やその子どもに対して、予防的な視点による支援を行います。
- ・関係機関や市民と連携して行ってきた取組を各部門において継続して推進するとともに、子ども・高齢者・障害者等の部門を超えた横断的な連携について検討し、持続可能な連携の仕組みを検討していきます。

◆基本目標達成に向けて

<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会への近隣センター施設運営事業 ・地域コミュニティ活性化の推進 ・自治会活動助成事業 ・市民活動ステーションの管理 	市民活動支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織育成事業 	市民安全課
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談事業 ・生活保護事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・DV相談事業 ・社会福祉協議会支援事業 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進計画の推進 	
(主要事業) ○長寿大学 ○熟年備学 ○出前講座事業	生涯学習課

地域で自分らしく安心してくらす権利を守る取組 (成年後見制度利用促進基本計画)

全ての人が、生涯を通して自分らしく生活するために福祉サービス等を選択する機会が確保され、必要な支援を受け、身近な地域でくらすことができる環境づくりが求められています。

特に、今後高齢化が進み、認知症となる高齢者や障害のある方の障害の重度化・重複化や親亡き後等により、高齢者や障害のある方の権利を擁護するためのニーズは一層高まると考えられている中、このような方々の権利を守る仕組みの一つである「成年後見制度」の利用促進が必要です。

制度利用促進にあたっては、必要な方に適切に支援が届くようにする仕組みや、制度を利用した方やその家族が、生涯にわたってサポートを受けられる環境づくりが重要です。

この制度の利用促進について、市民の中で優先度は低い状況ですが、全ての人が自分らしく生活していくための制度の一つであることから、今後は、より一層市民への広報・啓発活動が重要となります。

◆取組

成年後見制度の理解を広める環境づくり

- ・成年後見制度の理解を深め、制度が利用しやすくなるよう制度の情報提供や啓発を行い、認知度向上を図ることで、成年後見人等が受け入れられ、活躍しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・権利擁護の支援が必要な方を、成年後見制度を含めた適切な支援につなげるとともに、手続きに必要な書類作成のサポートをはじめとした親族後見人等への支援体制の整備を行うため、市窓口やあびこ後見支援センター、高齢者なんでも相談室、障害者まちかど相談室等、関係機関の連携強化を図ります。
- ・経済的な困窮や虐待等で制度につながらないことがないよう、公的な制度の活用や支援内容の見直しについての検討を進めます。

成年後見制度の利用促進の基盤体制づくり

- ・様々な分野で活動する人や団体に対して、支援が必要な方が成年後見制度を含め適切な支援を受けることができるよう、それぞれの役割を果たしながら、地域での見守りや支え合う仕組みづくりを進めていきます。
- ・成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関との連携や情報の共有を図り、権利擁護の必要な方の早期発見や見守り、不正を見逃さないための仕組みとしての地域連携ネットワーク体制の構築に向けた検討を進めます。
- ・あびこ後見支援センター等の関係機関と連携し、判断能力が十分ではなく、かつ、家族、親族等からの支援が得られない人の市長申立てに関する手続きを、迅速かつ適切に進め、円滑な制度利用につなげます。

市民後見人候補者等の育成

- ・成年後見制度等の講座や講演会等を実施して、将来的に親族後見人や市民後見人として活躍する方の育成を図ります。
- ・市民後見人候補者を養成するためのプログラムの実施や後見業務の実践サポートを通して、将来的に市民後見人として活躍する方の確保と育成を図ります。
- ・後見業務に携わる団体と連携し、市民後見人候補者が講座受講後実践を積む場の確保や支援体制を構築します。
- ・関係団体と、講座受講者の受け入れをはじめとした取組を通して連携するとともに、今後増加していく後見需要へ対応するための検討を行い、ネットワークの拡大・強化を図ります。

◆基本目標達成に向けて

- ・成年後見制度利用促進事業
- ・中核機関等の整備
- ・地域連携ネットワークの構築

社会福祉課
高齢者支援課
障害福祉支援課

健康づくり分野

生涯を通して健康で自立した生活を送ることは、全ての人の願いであり、健康で心豊かに人生を全うするためには、健康寿命の延伸が重要です。

平均寿命の延伸以上に健康寿命を延ばしていくことが、個人の生活の質の低下防止や社会的負担の軽減につながります。

「健康に対して不安を感じている人」は全ての年代で多く、一次予防の取組としては、個人での取組に加え、市民、市民団体、自治体、企業等、地域ぐるみで健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、健（検）診を受診する人が少ないことが課題であり、生活習慣病予防対策として健（検）診受診率の向上に取り組むことが重要です。それと同時に、全ての人々が安心してくらすために、高血圧性疾患や糖尿病性疾患の罹患者に対しては、治療中断者への受診勧奨や保健指導等の重症化予防対策を推進していくことが必要です。

◆取組

一次予防を通した健康づくりの推進

- ・誰もが一次予防に取り組めるよう、行動変容を促すための情報提供及び支援を行います。
- ・地域ぐるみで健康づくりの推進を図ります。

生活習慣病予防対策・重症化予防対策の推進

- ・特定健康診査、がん検診をはじめとした生活習慣病予防対策に取り組めます。
- ・生活習慣病のリスクがある方に保健指導や受診勧奨を行う等、重症化予防対策に取り組めます。

国民健康保険の適切な利用の推進と円滑な制度運営

- ・医療費が増加する中、今後も共助の仕組みを維持していくため、適切な利用の推進と円滑な制度運営を行います。

◆基本目標達成に向けて

・心も身体も健康プランの推進	
・国民健康保険データヘルス計画の推進	
・特定健康診査等実施計画の推進	
(主要事業)	
○特定健康診査・特定保健指導事業（未受診者・未利用者対策を含む）	国保年金課 健康づくり支援課
○糖尿病性腎症重症化予防事業 ○生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業	国保年金課
○非肥満有リスク者対策事業 ○健康課題に応じた健康づくり事業の連携 （ポピュレーションアプローチと地域包括ケアの推進）	国保年金課 健康づくり支援課 高齢者支援課
○各種がん検診 ○健康フェア	健康づくり支援課
○学校体育施設開放事業	文化・スポーツ課

子ども分野

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。

急速に少子高齢化が進行する中、未来を担う子どもたちを育成していくためには、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行い、地域全体で子どもや子育てを支援していくことが喫緊の課題となっています。

核家族化の進行や、地域の社会的なつながりが弱まったことにより、子育てに関する不安や負担、孤立感を感じる保護者が多くなっています。

誰もが地域の中で安心して子どもを産み育てることができるよう、相談先、子育て支援サービス、親子の交流や学びの機会等を提供することが必要です。また、共働き世帯の増加により、保育ニーズが高まっていることから、就学前教育と保育の、量と質を確保し、家庭と仕事の両立を支援することが必要です。さらに、親子ともに健康に過ごすためには、妊娠・出産を含めた親と子どもの健康づくりも重要です。出産後間もない時期における母子への支援強化、各種健康診査等事業や訪問をはじめとした、切れ目ない支援が必要です。

子どもたちをめぐる環境は日々激しく変化しています。変化の激しい現代社会を生き抜いていけるよう、地域の中で様々な人や体験に触れ合い心豊かに「生きる力」を育む場や機会を提供することが必要です。また、発達に支援が必要な子どもは全国的に増加傾向にあります。支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、母子保健施策等や、幼稚園、認定こども園、保育園、学校等との連携強化を図るとともに、地域ぐるみで子どもへの理解を深め、子どもと保護者が安心してくらす地域づくりが必要です。

さらに、児童虐待の顕在化が問題となっています。虐待は、家庭内のあらゆる問題から発生するため、子ども自身や子育てをする保護者が抱える様々な悩みや不安に対応するための支援も重要です。

子どもや保護者にとって身近な生活圏である地域が一体となり、温かい地域社会を築いていくことが今後ますます重要になります。

◆取組

誰もがいきいきと子育てできるまちづくりの推進

- ・子育て家庭の孤立の防止や経済面での不安軽減を図るため、相談事業や子育て支援サービスの充実を図ります。
- ・安心して仕事と家庭を両立できるよう、保育サービス等の充実を図ります。

子どもと親が健やかに過ごすことのできるまちづくりの推進

- ・親子ともに健康に過ごすことができるよう、妊娠から出産後間もない時期の支援強化や、各種健康診査等事業や訪問をはじめとした、切れ目ない支援を行います。

すべての子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまちづくりの推進

- ・子どもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことが重要です。特に、発達に支援が必要な子どもに対しては、早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、各施策等や子どもが活動する場所となる機関の連携強化を図ります。
- ・子どもたちの生きる力を育むため、心豊かにする体験や学習等の取組を行います。
- ・子ども自身や子育てをする保護者が抱える様々な悩みや不安に対応するための支援活動を通して、子ども虐待の早期発見・予防に取り組みます。

地域で子どもを見守るやさしいまちづくりの推進

・市民一人ひとりが、「すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することは、大人の大切な役割である」という認識をもち、地域ぐるみで子どもを育む地域社会をつくっていくことが重要です。地域における子育て支援事業の充実を図るとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

◆基本目標達成に向けて

・子ども総合計画の推進	
(主要事業)	
○子ども総合相談の推進	子ども相談課
○子育て支援サービス利用者へのコーディネート ○子育て支援拠点事業	保育課
○のびのび親子学級 ○家庭教育学級	生涯学習課
○市立保育園運営事業 ○私立保育園・管外保育園への保育実施委託 ○産休・育休予約事業	保育課
○学童保育室の運営・施設整備	子ども支援課
○幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、2歳8か月児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査） ○予防接種事業 ○産後ケア事業 ○妊婦・乳児健康診査 ○新生児・妊産婦等訪問指導事業 ○歯みがき食育指導	健康づくり支援課
○幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携	指導課（保育課）
○小中一貫教育の推進	指導課
○療育・教育システムの構築	こども発達センター （教育研究所）
○就学に関する相談・支援事業 ○ライフダイアリー普及事業 ○専門職員による調整・相談・訓練等 ○児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援	こども発達センター
○障害児保育・統合保育事業	保育課（こども発達センター）
○長期欠席児童・生徒対策事業 ○適応指導教室「ヤング手賀沼」の運営 ○教育・発達相談事業	教育研究所
○子ども虐待防止・援助活動の推進	子ども相談課
○小中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン	教育研究所
○いじめ防止対策事業	指導課（子ども相談課）
○あびっ子クラブ ○げんきフェスタ・あびこ子どもまつり	子ども支援課
○アピコでなんでも学び隊	生涯学習課
○子どもの読書活動推進計画の進行管理	図書館
○子どもの学習・生活支援事業	社会福祉課
○ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育課
○我孫子市防犯協議会の活動支援	市民安全課
○バリアフリー情報提供事業	障害者福祉センター

※主要事業は、保育園運営事業、子ども総合計画における重点事業及び子ども子育て支援事業より抜粋。

高齢者分野

いつまでも自分らしい生活を送るためには、高齢になっても意欲や能力に応じて地域の中で活動・活躍できる仕組みや環境を更に充実させていくことが重要です。

また、介護や医療等、生活に支援が必要な状態になっても、住みなれた自宅や地域で自立し、尊厳のあるくらしを可能な限り継続できるよう、相談や支援体制の充実が必要となっています。特に、認知症高齢者に対するケアや地域ぐるみでの支援の取組が重要です。

高齢化に伴い、介護や医療に係る給付費や医療費も増加しており、全ての人安心してくらするための社会保障制度を持続させていくために、制度の適切な運営を継続していくことが必要です。

◆取組

いきいきとした生活を送るための環境づくりの推進

- ・高齢者が生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、高齢者によるボランティア活動を支援するとともに、就労機会の確保に努め、社会参加・社会貢献の機会の場の充実を図ります。

高齢者の総合的な支援体制の整備

- ・高齢者が住みなれた自宅や地域で自立し、尊厳のあるくらしを可能な限り継続できるよう、高齢者なんでも相談室の運営・支援をはじめとした「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

認知症対策の推進

- ・認知症の人や家族が住みなれた地域で安心して生活していくために、誰もが認知症についての正しい知識と理解をもち、認知症の人と家族を社会全体で支えていく取組を行います。
- ・認知症の人が認知症と共により良く生きていくことができるような地域社会づくりを推進します。

サービスの適切な利用の推進と 介護保険制度及び後期高齢者医療制度の円滑な制度運営

- ・介護給付費適正化事業、要介護認定適正化事業等を通して介護保険制度の適切な運営を行うとともに、今後も共助の仕組みを維持していくため、後期高齢者医療制度の円滑な運営を行います。

◆基本目標達成に向けて

<p>・介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の推進</p>	
<p>(主要事業)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○一般介護予防事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○シルバー人材センター支援事業 ○介護ボランティアポイント制度 ○高齢者なんでも相談室の運営・支援事業 ○認知症地域支援推進事業 ○認知症早期支援事業 ○介護予防マネジメントの管理事業 	<p>高齢者支援課</p>

障害者分野

障害のある方も、その家族も、安心していきいきと生活していくためには、自立して生活できる環境を整備することや、障害や障害のある方についての正しい知識や理解を広めていくことが重要です。

障害のある方の相談やニーズは、複雑化・多様化しており、より一層生涯における各段階に応じた細やかな支援をしていく必要があります。特に、安定した生活の維持や、生きがいづくりとしての就労支援や社会参加支援を行うことが重要です。

◆取組

生涯地域で安心してくらする環境づくりの推進

- ・ 障害のある方やその家族が住みなれた地域で安心して生活していくために、啓発活動や障害のある方との交流等を通して、市民一人ひとりが障害や障害のある方の正しい知識をもち、理解を深める取組を行います。
- ・ 障害のある方の保健・医療支援を促進するため、専門医療機関、福祉・教育等との連携に取り組みます。
- ・ 親亡き後を見据えた相談支援体制の充実に向け、基盤整備を進めていきます。

就労支援・社会参加支援

- ・ 障害のある方が働くことを通して、安定した生活の維持や生きがいのある生活を送るため、障害者就労支援センターが就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等と連携し、障害のある方の就労の促進を図ります。
- ・ 障害のある方の生活の質の向上のため、スポーツや余暇活動等の情報や機会の提供を進めていきます。

障害者の総合的な相談体制の充実

- ・ 支援を必要とする障害のある方の相談やニーズの複雑化・多様化に対応していくため、今まで以上に身近でいつでも専門的な相談ができる支援体制の構築に取り組みます

◆基本目標達成に向けて

・ 障害者プランの推進	
(主要事業)	
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の理解・啓発の推進 ○障害者相談支援体制の強化・充実 ○障害者の権利擁護の推進 ○障害福祉サービスの充実 ○障害者の保健医療体制の充実 ○日中活動・住まいの場の整備・充実 ○障害者コミュニケーション支援事業 ○障害者の社会参加の促進 	障害福祉支援課
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就労支援体制の充実 	障害者就労支援センター

第6次健康福祉総合計画のポイント

第6次健康福祉総合計画は、我孫子市における健康福祉部門及び子ども部門の個別計画を横断的につなぐ基本理念と方向性を示すとともに、他部門の計画との連携を図る計画です。

計画の推進にあたっては、自助・互助・共助・公助の連携・協力、地域での支え合いやつながりづくりの促進、健康福祉部門及び子ども部門以外との連携強化を図りながら、以下の点に留意し進めていきます。

「予防」の 視点

抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に、早期に発見して支援につなげていくことが大切です。

「困ったこと」の中には、本人も家族も気づいていない場合や自ら助けを求めることができずに悩みを抱え込んでいる場合もあります。

8050問題、ダブルケアをはじめ、経済的な困窮・子育て・介護・障害に関することなど、私たちの周りには様々な課題があります。一人ひとりがその課題について考えるとともに、「人は一人ひとりに違いがあり、社会は多様な人で形成されている」という認識をもつことが必要です。

地域全体 での支援

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題等について、地域全体で支え合うことが大切です。

近隣住民や民生委員児童委員などによる見守りや日常の地域活動等、これまでの取組や活動を活かしながら、地域の人々の交流を広めていくことによって、「人と人」「人と地域で活動する団体等」のつながりや支え合いを更に強めていくことが大切です。

様々な会議体等による取組の推進はもちろん、地域で安心した生活を送るためには、災害などの緊急時だけではなく、日頃から、気軽に周りの人と付き合い・お互いに助け合える関係をつくり、お互いの様子に気づき合う環境づくりが重要です。

分野にとら われない「丸 ごと」の支援

地域で生まれた「気づき」を専門機関につなげやすくする取組も重要です。市や専門機関は一層相談しやすい体制について検討し、連携を強くしていく必要があります。また、個人や世帯が抱えている課題を丸ごと受けとめていくためには、分野別、年齢別（子ども、高齢者、障害者）に分かれて実施してきた福祉サービスや各分野における相談支援を担う事業者の更なる連携強化と、切れ目ない支援がある地域づくりに取り組む必要があります。



安心とゆとりの健康福祉都市あびこ
～地域が「つながり」 みんなで「考え」
互いに「支え合い」 あらゆる人が「受けとめられる」まちづくり～

我孫子市第6次健康福祉総合計画 概要版

令和2年3月

我孫子市 健康福祉部 社会福祉課
〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地
電話 04-7185-1111 (代表)

